

和歌山市物品等調達業者指名停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市が発注する物品の製造又は修理の請負、買入れ及び役務（建設工事に係る調査、測量、設計、監理等に関するものを除く。）の調達並びに和歌山市が行う不用品の売払いに係る契約（以下「調達契約等」という。）の適正な履行を確保するため、和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）第21条第2項に規定する競争入札参加有資格者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止（契約の相手方とすることが適当でないと認められる有資格業者について、一定の期間、指名の対象としないこととする措置をいう。以下同じ。）について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があると認めるときは、和歌山市物品等調達業者選定委員会（以下「委員会」という。）に諮り、その審査の結果（以下「委員会の決定」という。）に基づき指名停止を行うものとする。ただし、市長は、委員会を開催することが困難であると認めるときは、委員会の委員長及び副委員長の決裁をもって委員会の決定に代えることができる。

2 市長は、有資格業者が特定委託業務共同企業体（特定の業務の履行を目的としてその業務ごとに結成される団体をいう。）の構成員として別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があると認めるときは、当該特定委託業務共同企業体の構成員である全ての有資格業者について、前項の規定により指名停止を行うものとする。ただし、明らかに当該指名停止につき構成員が責を負わないと認められる場合は、この限りでない。

3 市長は、この要綱に定めのない事由により、有資格業者を一定の期間、調達契約等の相手方としないことが適当であると認めるときは、当該事情を参酌して適切な期間を定め指名停止を行うことができる。

4 前3項の規定により指名停止を行ったときは、市長は、調達契約等に係る指名競争入札において、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。

5 前項に規定する場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、市長は、その指名を取り消さなければならない。

(指名停止の期間)

第3条 指名停止の期間は、別表に掲げる措置要件に応じて、それぞれ同表に定める期間の範囲内において委員会の決定に基づき市長が定めるものとする。

2 既に指名停止されている有資格業者が、新たに別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の始期は、その措置を決定したときとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が同一と認められる事実により別表に掲げる措置要件の2以上に該当することとなったときは、該当する措置要件に係る期間の短期及び長期のそれぞれ最も長いものを当該期間の短期及び長期とする。

2 次の各号に掲げる場合は、当該該当することとなった措置要件に係る短期の2倍に相当する期間を短期とする。

(1) 別表に掲げる措置要件（第8号から第13号までに限る。以下この号において同じ。）に該当したことにより指名停止となった者が当該指名停止の始期から指名停止期間の満了日か

ら3年を経過する日までの間に、措置要件に該当することとなった場合

(2) 別表に掲げる措置要件(第8号から第13号までを除く。)に該当したことにより指名停止となった者が当該指名停止の始期から指名停止期間の満了日から1年を経過する日までの間に、措置要件に該当することとなった場合

(3) 別表に掲げる措置要件(第8号から第13号までに限る。)に該当したことにより指名停止となった者が当該指名停止の始期から指名停止期間の満了日から1年を経過する日までの間に、措置要件(第8号から第13号までを除く。)に該当することとなった場合

3 市長は、措置要件に該当したことの情状に特別に酌量すべきものがあるときは、当該措置要件に係る短期の2分の1を減ずることができる。

4 市長は、別表第12号の規定により指名停止を行う場合において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条の2第10号から第12号までの規定により課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。この場合において、当該期間が別表第12号に規定する期間の短期を下回る場合においては、前項の規定を適用するものとする。

5 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があり、又は極めて重大な結果を生じせたと認められる特別の事由等がある場合は、別表に定める期間にかかわらず、2年を超えない範囲内で指名停止の期間を定めることができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、酌量すべき情状又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
(指名停止の解除)

第5条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該措置要件について責めを負わないことが明らかになったときは、当該有資格業者に対する指名停止を解除するものとする。

(委員会への諮問)

第6条 市長は、第4条第6項の規定による指名停止の期間の変更又は第5条の規定による指名停止の解除をしようとするときは、あらかじめ委員会に意見を聴くものとする。

(指名停止の通知)

第7条 市長は、第2条の規定により指名停止を行い、第4条第6項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第5条の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対しその旨を通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により指名停止を行った旨を通知する場合は、必要に応じ、当該有資格業者から改善措置の報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 1 2 月 1 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

2 この要綱の改正前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

別表

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 和歌山市が発注する調達契約等（以下「市発注調達契約等」という。）に係る競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類又は契約の履行に係る提出書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(過失による粗雑業務等) 2 市発注調達契約等の履行に当たり、過失により粗雑にしたと認められるとき。 3 市発注調達契約以外の調達契約等（以下「一般調達契約等」という。）の履行に当たり、過失により粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(契約違反等) 4 市発注調達契約等の履行に当たり、第 2 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、又は不誠実な行為を行い、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(不適切な安全管理措置) 5 市発注調達契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は広範囲にわたる公衆に損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
6 市発注調達契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 4 か月以内
7 一般調達契約等の履行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、その内容が社会的及び経済的に著しく重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内

措 置 要 件	期 間
(不当要求行為等) 8 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められる肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）、有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時調達契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）及び有資格業者の使用人で一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）又はこれらの者から依頼を受けたものが和歌山市不当要求行為等の防止に関する要綱第1条に規定する「不当要求行為等」を行い、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 4 か月以上 1 2 か月以内
(贈賄) 9 次の（１）、（２）又は（３）に掲げる者が和歌山市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （１）代表役員等 （２）一般役員等 （３）使用人	逮捕又は公訴を知った日から 4 か月以上 1 2 か月以内 3 か月以上 9 か月以内 2 か月以上 6 か月以内
1 0 次の（１）、（２）又は（３）に掲げる者が近畿府県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県をいう。以下同じ。）内の和歌山市以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （１）代表役員等 （２）一般役員等 （３）使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3 か月以上 9 か月以内 2 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内
1 1 次の（１）、（２）又は（３）に掲げる者が近畿府県以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （１）代表役員等 （２）一般役員等 （３）使用人	逮捕又は公訴を知った日から 2 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内 1 か月以上 3 か月以内

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 1 2 独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 市発注調達契約等に関するもの (2) (1) を除く近畿府県内における契約に関するもの (3) 近畿府県以外における契約に関するもの (入札妨害及び談合等) 1 3 代表役員等、一般役員等又は使用人が刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 6 第 1 項又は第 2 項に規定する容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 市発注調達契約等に関するもの (2) (1) を除く近畿府県内における契約に関するもの (3) 近畿府県以外における契約に関するもの (不正又は不誠実な行為) 1 4 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 1 5 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6 か月以上 1 2 か月以内 3 か月以上 1 2 か月以内 1 か月以上 6 か月以内 当該認定をした日から 6 か月以上 1 2 か月以内 3 か月以上 1 2 か月以内 1 か月以上 6 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 1 2 か月以内 当該認定をした日から 1 か月以上 1 2 か月以内